

組織規程（平成 31 年規程第 18 号）の一部を次のとおり改正する。

令和 8 年 月 日改正
経営委員会

新	旧
第 1 条～第 7 条 略 第 4 章 部の設置等 （部、室及び事務室の設置） 第 8 条 管理運用法人に、次の部、室及び事務室を置く。 略 <u>サステナビリティ投資推進部</u> 略 第 9 条～第 10 条の 3 略 （投資運用部の所掌事務） 第 11 条 投資運用部は、運用資産に関する次に掲げる事務をつかさどる（<u>サステナビリティ投資推進部</u>の所掌に属するものを除く。）。 （1） 資産全体のリバランス戦略の策定に関すること。 （2） <u>運用手法等の投資戦略の策定に関すること（オルタナティブ投資部の所掌に属するものを除く。）。</u>	第 1 条～第 7 条 略 第 4 章 部の設置等 （部、室及び事務室の設置） 第 8 条 管理運用法人に、次の部、室及び事務室を置く。 略 <u>E S G ・ スチュワードシップ推進部</u> 略 第 9 条～第 10 条の 3 略 （投資運用部の所掌事務） 第 11 条 投資運用部は、運用資産に関する次に掲げる事務をつかさどる。（<u>E S G ・ スチュワードシップ推進部、オルタナティブ投資部及び運用管理部</u>の所掌に属するものを除く。） （1） 資産全体のリバランス戦略、<u>運用手法等の投資戦略</u>の策定に関すること。

新	旧
(3) 国内外の経済、金融及び政策動向等の調査分析及び予測に関すること。 (4) 運用の高度化に関すること（他部の所掌に属するものを除く。）。 (5) 運用受託機関の選定、構成等に関すること（<u>オルタナティブ投資部の所掌に属するものを除く。</u>）。 (6) 運用受託機関の管理及び評価に関すること（運用リスク管理部、<u>オルタナティブ投資部及び運用管理部の所掌に属するものを除く。</u>）。 (7) 自家運用に関すること（<u>オルタナティブ投資部及び運用管理部の所掌に属するものを除く。</u>）。 (8) <u>運用資産の資金管理（経理部の所掌に属するものを除く。）に係る企画、立案及び調整に関すること。</u> (9) <u>寄託金の受入及び償還並びに国庫納付に関すること。</u> (10) <u>運用受託機関及び資産管理機関への資金配分及び回収、運用資産の移受管等に関すること（オルタナティブ投資部の所掌に属するものを除く。）。</u> （<u>サステナビリティ投資推進部の所掌事務</u>）	(2) 国内外の経済、金融及び政策動向等の調査分析及び予測に関すること。 (3) 運用の高度化に関すること（他部の所掌に属するものを除く。）。 (4) 運用受託機関の選定、構成等に関すること。 (5) <u>運用受託機関等の</u>管理及び評価に関すること（運用リスク管理部の所掌に属するものを除く。）。 (6) 自家運用に関すること。 （<u>E S G ・ スチュワードシップ推進部の所掌事務</u>）
第 12 条 <u>サステナビリティ投資推進部</u>においては、次に掲げる事務をつかさどる（オルタナティブ投資部の所掌に属するものを除く。）。 (1)～(3) 略 （オルタナティブ投資部の所掌事務） 第 12 条の 2 <u>オルタナティブ投資部</u>においては、次に掲げる事務をつかさどる（<u>サステナビリティ投資推進部の所掌に属するものを除く。</u>）。	第 12 条 <u>E S G ・ スチュワードシップ推進部</u>においては、次に掲げる事務をつかさどる（オルタナティブ投資部の所掌に属するものを除く。）。 (1)～(3) 略 （オルタナティブ投資部の所掌事務） 第 12 条の 2 <u>オルタナティブ投資部</u>においては、<u>オルタナティブ資産及び外貨建て短期資産（オルタナティブ資産への投資に必要な流動性を確保するためのものをいう。以下同じ。）に関する次に掲げる事務をつかさどる（運用リスク管理部、投資運用部、E S G ・ スチュワードシップ推進部及び運用管理部の所掌に</u>

新	旧
(1) オルタナティブ資産に係る運用方針等の策定に関すること。 (2) オルタナティブ資産に係る運用受託機関の選定、構成等に関すること。 (3) オルタナティブ資産に係る運用受託機関の管理及び評価に関すること (運用リスク管理部の所掌に属するものを除く。) <u>(4) オルタナティブ資産に係る運用受託機関、資産管理機関及び自家運用の投資先との契約内容の調整及び決定に関すること。</u> <u>(5) オルタナティブ資産に係る自家運用の投資先の選定、構成等に関すること。</u> <u>(6) オルタナティブ資産に係る自家運用の投資先の管理及び評価に関すること。</u> <u>(7) オルタナティブ資産に係る運用受託機関への支払手数料（自家運用の投資先から控除される手数料を含む。）の算定に関すること。</u> <u>(8) オルタナティブ資産に係る外国税務に関すること。</u> <u>(9) オルタナティブ資産に係る配分額及び回収額の確認に関すること。</u> (運用管理部の所掌事務) 第12条の3 運用管理部においては、次に掲げる事務をつかさどる。	属するものを除く。) (1) オルタナティブ資産に係る運用方針等の策定に関すること。 (2) オルタナティブ資産に係る運用受託機関の選定、構成等に関すること。 (3) オルタナティブ資産に係る運用受託機関の管理及び評価に関すること。 <u>(4) オルタナティブ資産の自家運用に関すること。</u> <u>(5) オルタナティブ資産に係る共同投資協定の締結に関すること。</u> <u>(6) キャピタルコールに関する外貨建て短期資産の運用方針の策定に関すること。</u> <u>(7) キャピタルコールに関する投資運用部への取引執行指示に関すること。</u> (運用管理部の所掌事務) 第12条の3 運用管理部においては、次に掲げる事務をつかさどる。 <u>(1) 管理運用法人の資金管理（経理部の所掌に属するものを除く。）に係る企</u>

新	旧
(1) 運用受託機関、資産管理機関並びに自家運用に係る取引先及び投資先との契約に関する<u>こと（オルタナティブ投資部の所掌に属するものを除く。）</u>。 (2) 運用受託機関の<u>管理及び評価のうちガイドラインのひな型に関すること（オルタナティブ投資部の所掌に属するものを除く。）</u>。 (3) 運用受託機関及び資産管理機関の決算事務に関する<u>こと</u>。 (4) 資産管理機関及び自家運用に係る取引先の選定、<u>構成等</u>に関する<u>こと</u>。 (5) <u>資産管理機関及び自家運用に係る取引先の管理及び評価に関すること</u>。 (6) 自家運用に係る約定処理に関する<u>こと</u>。 (7) <u>自家運用に係る資産管理機関への指図等に関すること</u>。 (8) 運用受託機関等への支払手数料の算定及び適正性の確保に関する<u>こと（オルタナティブ投資部の所掌に属するものを除く。）</u>。 (9) <u>資産管理機関への支払手数料の算定及び適正性の確保に関すること</u>。 (10) 外国税務に関する<u>こと（オルタナティブ投資部の所掌に属するものを除く。）</u>。 (11) 委託運用資産及び自家運用に係る運用状況の測定に関する<u>こと（他部の所掌に属するものを除く。）</u>。	<u>画、立案及び調整に関すること</u>。 (2) <u>寄託金の受入及び償還並びに国庫納付に関すること</u>。 (3) 短期借入金に関する<u>こと</u>。 (4) <u>運用受託機関及び資産管理機関への資金配分、運用資産の移受管等（投資運用部の所掌に属するものを除く。）に関すること</u>。 (5) 運用受託機関、資産管理機関<u>及び</u>自家運用に係る取引先との契約の<u>締結、変更及び解除</u>に関する<u>こと</u>。 (6) 運用受託機関<u>及び</u>資産管理機関のガイドラインのひな型に関する<u>こと</u>。 (7) 運用受託機関及び資産管理機関の決算事務に関する<u>こと</u>。 (8) 資産管理機関及び自家運用に係る取引先の選定、<u>管理、評価等</u>に関する<u>こと</u>。 (9) 自家運用に係る約定処理に関する<u>こと</u>。 (10) 運用受託機関<u>及び</u>資産管理機関への支払手数料の算定及び適正性の確保に関する<u>こと</u>。 (11) 外国税務に関する<u>こと</u>。 (12) 委託運用資産及び自家運用に係る運用状況の測定に関する<u>こと（他部の所掌に属するものを除く。）</u>。

新	旧
<u>(12)</u> 短期借入金に関すること。 第 13 条～第 17 条 略 附 則 略	第 13 条～第 17 条 略 附 則 略

附 則（令和 8. . 改正）

この改正は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。